17川監公第15号 平成17年11月25日

定期監査の結果の報告に基づく措置について (公表)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、平成 17 年 4 月 11 日付け 17 川監公第 8 号で公表した定期監査及び平成 17 年 8 月 10 日付け 17 川監公第 12 号で公表した定期監査(工事監査)の結果の報告に 基づき、川崎市長から措置を講じた旨それぞれ通知がありましたので、次のと おり公表します。

川崎市監査委員 鹿 川 隆

同 奥 宮 京 子

同 小 林 貴美子

同 西村英二

17川総行革第164号 平成17年10月31日

川崎市監査委員 鹿 川 隆 様

同 奥宮京子様

同 小林 貴美子 様

同 西村 英二様

川崎市長 阿 部 孝 夫

監査の結果の報告に基づく措置について (通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成17年8月10日付け17川監報第12号で報告のありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成17年度定期監査(工事監査)結果に対する措置状況

1 随意契約の適用を慎重に行うべきもの

【指摘の要旨】

東有馬5丁目300mm~100mm配水管布設替工事は、道路改良工事に伴い水 道管の布設替を行った工事で、道路改良工事を施工していた請負者と、地 方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第4号「競争 入札に付することが不利と認められるとき」に当たるとして随意契約を 行った。

しかしながら、水道工事は道路改良工事と別途施工され、工期が短縮されることはないこと及び水道工事と道路改良工事は異なる業種であるため、 共通する仮設等の経費調整も行われず、経費の節減とはならないことから、 同施行令の規定を適用し、随意契約を行ったことは適切でなく、競争入札 に付すべきであった。

随意契約を行う場合は、その根拠事由を的確に判断し、同号の適用を慎重に行われたい。

(水道局工務部)

【措置の内容】

道路改良工事に伴う水道管の布設替工事については、適切な契約事務執行のため、随意契約についての具体的な基準を作成し、設計段階で明らかに経費が節減できる場合や工期が短縮できると判断できる場合を除き、競争入札により執行いたします。

2 環境対策を適切に実施すべきもの

【指摘の要旨】

東有馬4丁目300mm~100mm配水管布設替工事ほか7件の管布設工事には、 共通仮設費として環境対策費が計上されており、工事現場における環境改 善や、地域との融和などの環境対策を実施することとなっていた。

しかしながら、環境対策の実施状況を確認したところ、適切に実施していた工事が2件、一部を実施している工事が4件、実施していない工事が2件あった。

環境対策については、その目的を的確に把握して請負者を指導し、適切に実施されたい。

施設工事等の場内工事については、環境対策の必要性が希薄なものもあり、運用基準を厳格に適用し必要な工事のみ計上されたい。

(水道局工務部)

【措置の内容】

環境対策については、適切な実施のために、その目的を的確に把握して 仕様書等に実施項目を明示するとともに、「共通仮設費運用基準」の「環 境対策費の計上基準」の見直しを行い、監督員が現場において的確に指導、 確認を実施してまいります。

また、施設工事等の場内工事については、それぞれの現場に応じて必要な環境対策のみ計上するように徹底いたします。

3 有資格者による委託業務の遂行を確認すべきもの

【指摘の要旨】

配水管布設工事に伴う測量委託仕様書では、「測量についてはその業務 内容に応じて測量士等の有資格者をもって従事させなければならない」と されている。

しかしながら、本委託業務では代理人・技術者届、技術者経歴書等が提 出されておらず、有資格者による適正な業務遂行を確認していなかった。

委託業務に当たっては、従事する者の資格を確認し、その業務遂行を確認されたい。

(水道局工務部)

【措置の内容】

委託業務については、適正な事業執行を図るため、着手届、代理人・技

術者届、技術者経歴書等の提出書類を明示した「委託業務標準仕様書」及び「川崎市水道局委託業務監督規程」を作成し、従事する者の資格を確認するとともに、その業務遂行を確認してまいります。